

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性及び効率性を確保し、事業環境の変化に迅速に対応できる組織体制を維持し、株式価値を持続的に向上させていくために、公正な経営システムを構築することを主眼とし、適時かつ積極的な情報開示を行うことが重要と考えております。

この基本方針のもと、当社では、以下のような企業統治体制を整備しております。

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は社外取締役である監査等委員3名で構成されております。また、当社の取締役会は監査等委員である取締役3名を含む10名で構成され、経営の基本方針をはじめとする重要事項を審議決定する機関と位置づけられており、この取締役会をはじめとした重要な会議には、監査等委員である取締役が直接出席し、意思決定及び業務執行に対して適切な組織監査を行っております。さらに、グループ経営戦略の強化と迅速な業務執行を行うために、各部門を統括する取締役のもと、営業・生産・管理部門が密接な連携を保ち、そのもとに各実務部門である、営業部・各工場・海外子会社等を配置する横断的な組織を構築し運営しております。また、当社のリスクを会社に物理的、経済的もしくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を指すものと定義し、より一層のリスク管理の強化が重要であるとの認識から、グループ企業倫理憲章及び行動規範を定め、コンプライアンス宣言を行うとともに、全役員、全従業員にコンプライアンス手帳を配布し、社内ネットワークを通じて企業倫理精神の醸成を強く求めています。このように当社は、公正な企業活動を通じて広く社会への貢献に努め、株主・顧客・消費者各位、さらには従業員の負託に応えてまいり所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【対象コード】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

当社は、株式会社東京証券取引所よりスタンダード市場への一次適合判定を受けており、スタンダード市場向けの内容を含めた改訂後のコードに基づいて記載を行っております。

【補充原則 1 - 2】

当社は、機関投資家や海外投資家が議決権を行使しやすい環境整備や情報提供が必要と認識しておりますが、自社の株主における海外投資家比率等を勘案し、招集通知の英訳はしていません。今後は、株主構成における海外投資家の比率等を勘案し、招集通知の英訳による情報提供を検討してまいります。

【補充原則 2 - 4】

当社は、中核人材の登用等における多様性の確保の重要性を認識しております。その確保に向けた目標設定と、中長期的な人材育成方針及び社内環境整備方針の作成・実施については、現在検討を進めており、2021年度中に方針を決定し、具体的な取り組みを進めていくこととしております。

【補充原則 3 - 1】

当社では、中長期的な企業価値向上に向け、ESG(Environment/環境、Social/社会、Governance/企業統治)が非常に重要であるとの認識のもと、2021年度中にそれぞれの目標値を設定し、具体的な取り組みを進めていくこととしております。また、人的資本や知的財産への投資等についても積極的に開示するよう取り組んでまいります。

【補充原則 4 - 1】

当社では、企業の継続的な成長及び中長期的な企業価値の持続的向上を図る観点から、最高経営責任者(CEO)等の後継者計画(プランニング)は経営の重要課題と認識しており、その育成に努めるべく、後継者候補になり得る人材が必要な実務経験を積めるよう担当する職務内容、人事・配置転換につき配慮を行っております。具体的な育成計画の策定・運用につきましては今後、独立社外取締役を中心に組織する任意の諮問委員会(指名報酬委員会)からの関与、助言も踏まえ検討してまいります。

【補充原則 4 - 2】

当社では、中長期的な企業価値向上に向け、ESG(Environment/環境、Social/社会、Governance/企業統治)が非常に重要であるとの認識のもと、2021年度中にそれぞれの目標値を設定し、具体的な取り組みを進めていくこととしております。

【補充原則 4 - 10】

当社は、監査等委員会設置会社であり、独立社外取締役3名を選任しておりますが、取締役会の過半数には達していません。

当社は、取締役の指名・報酬の決定に関わる取締役会の機能の公正性・独立性・客観性と説明責任を強化するため、2021年5月14日開催の取締役会において任意の諮問委員会(指名報酬委員会)の設置を決定しておりますが、現在、体制を含め検討しております。今年度中に体制を確立し、任意の諮問委員会(指名報酬委員会)の適切な関与・助言を得る体制を整えることとしております。

【原則 4 - 11. 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役は、経営・財務・技術・営業等の各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための適正規模で構成していると認識しております。また、当社の監査等委員には、公認会計士、弁護士等があり、財務・会計に関する適切な知見及び法律に関する適切な知見を有しております。取締役会全体としての実効性については、現在も分析・評価しておりますが、今後監査等委員会を中心に更なる分析、評価を進め、引続き機能の向上を図ってまいります。また、ジェンダーや国際性の面を含む多様性については、適正規模を考慮したうえで、既設の数値目標に関しては、達成に向けて努めてまいります。

【補充原則 4 - 11】

当社の取締役会は年間11回開催され、取締役会規定に定める重要事項について適時・適切に審議・決定されております。また、経営状況についても定期的な報告を受け、適切なリスク管理及び業務執行の監督を行っております。重要な案件については、社外取締役である監査等委員に事前に内容を説明し、取締役会で十分な審議時間を確保して活発な議論が行われております。しかしながら、現状当社では取締役会の実効性の分析・評価方法及び結果の開示については整備されておらず、引き続き検討してまいります。

【原則 5 - 2 . 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、資本コストについて適宜把握しております。また、当社は、中期経営計画において業績目標等の数値目標を策定しており、目標達成に向けた具体的な施策を含む経営方針を当社ホームページで開示しております。しかしながら、当社においては、把握した資本コストを指標として中期経営計画を策定してはならず、今後は、資本コストを十分に意識し合理性をもった中期経営計画を策定するよう検討してまいります。なお、株主総会招集ご通知において事業構造の見直しの必要性等を記載しており、経営資源の配分等について株主に対して説明を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則 1 - 4 . 政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、保有目的が純投資目的である投資株式は運用の対象としておりません。一方、純投資目的以外の目的である投資株式は、取引先等との業務上の関係の維持及び強化や取引の円滑化を図り、企業価値向上につなげることを目的として、取引先等の株式を保有しております。

(2) 政策保有株式に係る検証の内容

当社は取締役会規定により重要な投資有価証券の取得及び処分について定めており、当該規定に基づき取締役会で保有の合理性を検証し決議を行います。

検証内容としましては、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点等から判断を行い、保有することが妥当であるか検証しています。

(3) 政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式に関わる議決権の行使については、議案の内容を検討し、投資先企業の経営方針や事業計画等を把握したうえで、当社の中長期的な企業価値の向上に資するか否かの視点に立って判断しております。

【原則 1 - 7 . 関連当事者間の取引】

取締役及びその近親者との取引については、取引の有無に関する調査として「取締役職務執行確認書」を作成し、重要な事実がある場合、監査等委員会にて審議のうえ、取締役会に報告しております。

なお、取締役が主要株主との競業取引及び利益相反取引を行う際は、取締役会での審議及び決議を要することとしております。また、関連当事者間の取引については、会社法・金融商品取引法・その他の適用法令・東京証券取引所が定める規則に従い開示しております。

【原則 2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の確定給付企業年金の運用担当部署である経理財務部では、運用機関である信託銀行から運用状況の情報入手を定期的に行い、その内容を定期的に経営執行会議で報告し、運用状況を適切に管理しています。また、運用担当部署では、年金運用セミナーへの出席等を通じてその専門性を高めることに努めております。

【原則 3 - 1 . 情報開示の充実】

() 当社は、経営理念をホームページにて開示しております。

() コーポレートガバナンスの基本方針を「コーポレートガバナンスに関する報告書」等にて開示しております。加えて、今後当社ホームページ等における開示を検討してまいります。

() 取締役の報酬等の決定に関する方針につきましては、社内規程にて定められており、「コーポレートガバナンスに関する報告書」及び「有価証券報告書」にて開示しております。また、「株主総会招集ご通知」にも記載しております。

() 当社の経営陣幹部の選解任と取締役候補者の指名を行うに当たっての方針は、当社の持続的な企業価値の向上を可能とする知識・経験・能力等を有していること、前年のパフォーマンスを総合的に評価し指名を行うこととしております。また、取締役候補者の指名に関しては、今後、任意の諮問委員会(指名報酬委員会)より答申意見を受け、取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしております。

取締役の解任を行うに当たっては、企業価値の向上を可能とする知識・経験・能力等を有しているか再評価することに加え、前年のパフォーマンスを考慮し、今後、任意の諮問委員会(指名報酬委員会)より答申意見を受け、取締役会で決議することとしております。

当社での取締役候補者の指名を行った際の個々の選任・指名については、株主総会招集ご通知にて、個々の経歴及び新任の場合の選任理由を開示しております。

【補充原則 4 - 1】

当社は、法令上、取締役会における決議事項とすることが定められている事項及びこれに準ずる事項としてその重要性及び性質等に鑑み取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項を取締役会規定にて規定し、取締役会において判断・決定しております。

また、当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会とその意思決定に基づく業務執行機能の分離を目的として、執行役員制度を導入しており、取締役から業務執行に関わる権限を大幅に委譲することにより経営の迅速化と責任の明確化を図っております。なお、事業の基本方針その他経営に関する重要事項について代表取締役社長が的確な意思決定を行うため、取締役(監査等委員含む)及び幹部社員で構成される経営執行会議を設置し、月1回以上の開催により、事業運営に関する円滑かつ迅速な意思決定及び監督を行っております。

【原則 4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役を選任しております。また、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を選定しております。

【補充原則 4 - 11】

当社の取締役会は、取締役10名(うち、監査等委員は3名であり、全員が独立社外取締役です。)で構成しており、構成人員の規模については適正であると考えております。

また、取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性については、個々の役員選任の段階において考慮しております。具体的には、社内役員に当社の持続的な企業価値の向上を可能とする知識・経験・能力等を求めており、監査等委員を含む社外取締役には、経営の監督機能を果たすため、企業経営に関わる幅広い経験及び豊富な見識と財務・会計・総務に関する十分な知見等を求めることとしております。なお、選任手続きについては、【原則3 - 1】()にて記載のとおりであります。また、スキルマトリックスなどの取締役の有するスキル等については来年度の取締役の改選時から開示する予定としております。

【補充原則 4 - 11】

社内役員については、現時点において他の上場会社役員の兼任はありません。

直前事業年度末時点における社外役員に関する他の上場会社役員の兼任状況については、当該事業年度に係る株主総会招集ご通知にて記載のとおりであります。

【補充原則 4 - 14】

役員については、【原則 3 - 1】()に記載している方針に基づき選任のうえで、新任取締役は期待される役割・責務を適切に果たすため、新任取締役向けの外部セミナーを受講し、その役割・責務に関わる理解を深めることとしております。また、取締役全員についても、機会があるごとに外部セミナーを受講し、取締役として期待される役割・責務等に関する必要知識の習得及び知識の継続的更新に努めております。

【原則 5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社はIR担当部門を設置しており、株主との対話(面談)については原則としてIR担当員が臨むこととしたうえで、必要に応じて代表取締役社長を含めた役員が面談に臨んでおります。上記により上場企業としての説明責任を果たすとともに、株主との建設的な対話を通じて得られた知見及び考えをその後の経営判断に反映させていくことに努めております。今後は、株主との建設的な対話をさらに促進するため、迅速、正確かつ公平な情報開示にも努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合	3,906,250	49.73
小林 崇将	443,500	5.65
林 成昭	152,000	1.94
三菱UFJ信託銀行株式会社	146,759	1.87
株式会社三菱UFJ銀行	92,207	1.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	66,017	0.84
西 美恵子	62,000	0.79
西村 孝	48,000	0.61
東京海上日動火災保険株式会社	43,911	0.56
吉川 慎太郎	43,600	0.56

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

・上記大株主の状況は、2021年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中村 公泰	他の会社の出身者													
珍部 千裕	他の会社の出身者													
中 真人	他の会社の出身者													
横山 徹	他の会社の出身者													
鈴木 洋之	公認会計士													
浦部 明子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村 公泰				日産自動車株式会社において開発部門を中心に要職を歴任され、自動車業界、自動車部品の製造に関し幅広い知識を有しております。また、日産自動車及びその関連会社において企業経営に関する豊富な経験を積まれております。この知見を活かし、当社の製造、開発、品質等のものづくり力の更なる向上及び当社のコーポレートガバナンスの強化への大きな貢献が期待できるため社外取締役として選任いたしました。

珍部 千裕				投資ファンドであるフェニックス・キャピタル株式会社及びエンデバー・ユナイテッド株式会社のシニアマネージングディレクターとして数々の企業への投資に関与し豊富な企業経営の知見を有し、加えて同社のミドルオフィス担当役員として、ガバナンスの強化やESG推進に関して豊富な知見を有しております。この知見を活かし経営全般に対する助言・監督をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンスの強化、企業価値向上への貢献が期待できるため、社外取締役として選任いたしました。
中 真人				投資ファンドであるフェニックス・キャピタル株式会社及びエンデバー・ユナイテッド株式会社においてこれまで数々の企業に投資を実行しその企業価値の向上を実現しており、豊富な企業経営の実績を有していることから当社のコーポレートガバナンスの強化に大いに寄与いただけるものと期待しております。加えて、製造業への投資や、事業再生の経験も豊富であることから、当社の再生及び競争力の強化にも大いに寄与いただけるものと期待できるため、社外取締役として選任いたしました。
横山 徹				長年にわたり一貫して企業の経理・財務・監査部門を中心に経歴を積み重ねてまいりました。その後、大手製造会社にて、経営幹部として事業発展に大きく貢献をされ、国内外にある多くの関連会社を含め、適正な経営がなされているか強い指導力をもって管理されてきました。当社の海外関連会社を含め、同氏の国内、海外を含めた経験と実績を当社の監査等委員の業務に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役に選任いたしました。
鈴木 洋之			公認会計士事務所を開業	公認会計士として豊富な経験と幅広い知識を有しており、これらの経験等を当社の監査等委員の業務に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役に選任いたしました。
浦部 明子				弁護士として高い専門性並びに、多くの経験と実績を積み重ねており、これらの経験を当社の監査業務に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役に選任いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は社外取締役である監査等委員3名で構成されております。その選任の方法は株主総会の決議によって選任されますので業務執行取締役からの独立性も有しております。また、当社では、監査等委員会の職務を補助する組織として監査室を設置し業務にあたっております。なお、監査室に属する補助者の人事異動等については、監査等委員会の同意を得て行うこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び監査室員は、監査業務において連携を図り、効率のよい監査を実行できるよう取締役及び使用人は支援することとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度等(業績連動型株式報酬)に関する事項

事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標の目標として連結当期純利益を掲げ、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を業績連動型報酬等とし、非金銭報酬等でもある業績連動型株式報酬として、原則として取締役の退任時に支給することとしています。業績指標として連結当期純利益を選定した理由は、中長期的に継続的なグループ全体の業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることとしたためです。

業績連動型報酬等の額の算定方法は、毎年3月末時点で在任する制度対象者について、同日に終了する事業年度に関わる制度対象者のポイントを、役位及び業績指標に基づき同年5月末日に算定し、付与することとしています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業年度に支払った報酬として全取締役の報酬総額を有価証券報告書にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2021年3月期に当社が支払った役員報酬の内容

取締役(監査等委員を除く)(7名)に支払った報酬 38,436千円

取締役(監査等委員)(4名)に払った報酬 11,175千円

合計(11名) 49,611千円

取締役の個人別の報酬等の内容に関わる決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に関わる決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とすることを2021年5月14日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

1. 取締役報酬の具体的な構成は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動型報酬とからなり、社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑みて基本報酬のみを支払うものとする。
2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を支払う時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
当社の取締役の基本方針は月例の固定報酬とし、職位職責・在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員の給与水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動型報酬等並びに非金銭報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額面又は数値の算定方法の決定に関する方針
業績連動型報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した金銭報酬及び、取締役の中長期的な企業価値への貢献を年度ごとの結果が株式価値に反映され退任時に支給される非金銭報酬とする。
目標となる業績指標と数値は年度予算案又は中期経営計画と整合するよう設定され、適宜、事業環境の変化に応じて任意の諮問委員会(指名報酬委員会)の答申を踏まえた見直しを行うものとする。
4. 金銭報酬、業績連動型報酬の額又は非金銭報酬等の数値の取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
取締役報酬の種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬基準をベンチマークとして任意の諮問委員会(指名報酬委員会)において検討を行う。
5. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について一任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬(固定)の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動の金銭報酬並びに非金銭報酬の評価配分とする。
取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう任意の諮問委員会(指名報酬委員会)に原案を諮り答申を得て、当該答申の内容を尊重して審議のうえ決定しなければならないものとする。
なお、株式報酬については、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当て株式数を決議する。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、経営執行会議資料の提供を行うとともに必要に応じて業務の執行状況を報告いたしております。また、取締役会は年11回の開催を予定し、事前の資料配布等をし、十分な検討を行い、社外取締役から、独立性及び専門的見地に基づいたから助言を受けており、四半期ごとの決算についても報告・助言を受けております。また、監査等委員会は毎月開催し、重要事項の決定及び監査業況の報告・検討を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会
取締役会は、経営の基本方針をはじめとする重要事項を決定する機関と位置づけしており、取締役会規定に決議事項を具体的に定め、年11回の開催を予定し、業績の進捗についても議論され方策等を検討しております。
2. 監査等委員会
当社は監査等委員会設置会社制度を採用しております。監査等委員3名(全員が社外取締役)を選任しており、その全員が取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役の業務執行を客観性及び中立性の観点より厳重に監視しております。
3. 経営執行会議
取締役(監査等委員含む。)及び幹部社員で構成される経営執行会議を月1回以上開催し、各担当業務遂行状況報告を受け、必要に応じて協議のうえ業務執行指示を行い、取締役会には業務遂行状況の報告を行うとともに、重要案件の付議を行っております。
4. 内部監査
監査室が監査計画に基づいて内部監査を実施しております。
5. 会計監査人
監査法人薄衣佐吉事務所を会計監査人として選任しております。会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を行うとともに、会計上の判断を必要とする場合、適宜、意見をいただいております。
6. 取締役の報酬等に関する事項
「 経営上の意思決定、執行及び監督に関わる経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況の1. 機関構成・組織運営等に関する事項 報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりでございます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が現在採用しているガバナンス体制は監査等委員会設置会社制度であり、それぞれの会社機関に求められる役割が適正かつ効率的に機能していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月25日開催の第94期定時株主総会に関する招集通知は、同年6月4日付で発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、多くの株主に出席いただくために、他上場企業の株主総会の集中日を避けた日程設定に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、インターネットによる議決権行使制度を採用しております。
その他	株主総会において映像とナレーションを活用した事業報告を行い、株主総会の活性化を推進しております。また、招集通知等を、当社ホームページで公開しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、その他適時開示資料を当社ホームページにて公開しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理財務部がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ企業倫理憲章及び行動規範を制定し、コンプライアンス宣言を行うとともに、全役員・全従業員にコンプライアンス手帳を配付し、企業倫理精神の醸成を強く求めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、中長期的な企業価値向上に向け、ESG(Environment/環境、Social/社会、Governance/企業統治)が非常に重要であるとの認識のもと、2021年度中にそれぞれの目標値を設定し、具体的な取り組みを進めていくこととしております。また、知的財産への投資等については、当社の基幹システムへの投資であり、中長期的な競争力及び付加価値の向上を図っております。 また、国内全工場において環境ISO14001の認証を取得し、維持管理しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コンプライアンス共通規程」等の中で規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方
当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という。)を整備する。
- a. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a)当社は、当社グループの役員が法令・定款及び当社グループの経営理念を尊重することが企業経営の前提であることを周知徹底し、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会規定、児玉化学グループ企業倫理規範等を定める。
 - (b)その経営の徹底を図るため、当社の担当取締役を任命し、児玉化学グループ企業倫理規範等の周知徹底を行う。
 - (c)当社の取締役は、取締役会規定その他の関連規則に基づき、当社グループの重要事項について取締役会において意思決定を行うとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたる。
 - (d)当社の監査等委員は、監査基準等に基づき、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、監査等委員会が選定する監査等委員が、当社グループの業務執行者に対して職務執行に関する事項の報告を求め、当社グループの業務及び財産の状況の調査を行い、内部監査部門とも緊密に連携すること等により、業務執行者の職務執行について監査・監督を行う。
 - (e)当社のコンプライアンス担当取締役は、業務執行部門の責任者とし、監査室及び監査等委員会との連携により所管の当社グループ各社を含め、内部統制の実効性の確保に努める。
- b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a)文書管理規定その他の関連規定に基づき、次の各号に定める文書(電磁的記録を含む。以下同じ)を関連資料とともに保存する。
株主総会議事録
取締役会議事録
その他取締役の職務執行に関する重要な文書
 - (b)前号の他、会社業務に関する文書の保存及び管理については文書管理規定に基づき適正に保存、管理する。
 - (c)当社の取締役は、各業務執行部門が保存及び管理する情報を常時、直接、閲覧・謄写又は複写することができる。
- c. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a)リスク管理統括責任者を当社の社長とし、リスクマネジメントとコンプライアンスに関する児玉化学内部統制スタンダードその他の関連規則に基づき、当社グループの事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限にとどめるための当社グループのリスク管理システムを整備し、その適切な運用・管理にあたる。
 - (b)当社の監査室は子会社を含む各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に社長及び監査等委員会に報告し、重要な事項については取締役会に報告する。
 - (c)当社グループの取締役は当社グループの重大な損失の危険が現実化した場合には、すみやかに当社の取締役会に報告する。
- d. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a)中期経営計画に沿って、事業セグメント毎に策定した事業戦略に基づき事業を推進するものとし、年度予算等の具体的な経営目標は、当社の取締役会においてこれを定め、その達成を図る。
 - (b)当社及び当社子会社の取締役会をはじめとする各審議決定機関及び各職位の権限並びに各部門の所管事項を当社グループの社内規則に定め、当社グループの経営に関する意思決定及び執行を効率的かつ適正に行う。
- e. 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a)当社グループは、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、児玉化学グループ・コンプライアンス行動規範、不正行為報告制度等を定める。
 - (b)当社グループの使用人は児玉化学グループ・コンプライアンス行動規範により、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、コンプライアンス委員会事務局の責任者に報告するものとする。また、当社グループの使用人は、監査等委員会に対して直接報告することもできる。
 - (c)法令遵守上疑義のある行為について、直接通報がされた場合、通報者の希望により、匿名性を保障するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。
- f. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (a)当社の取締役は、各業務執行部門を指揮し、当社及びグループ各社においてコンプライアンス体制をはじめ内部統制が有効に機能するための方策を確保する。
 - (b)当社の監査室は当社及びグループ各社の内部統制の有効性を監査し、結果を社長及び各業務執行部門の責任者並びに監査等委員会に報告し、重要な事項については取締役会に報告する。
 - (c)当社の子会社の社長は、業務の適正を確保するため、当社の子会社の内部統制の確立と運用の権限と責任を有し、当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、当社の監査等委員会、取締役会及び業務執行部門に対して定期的に報告を行う。
 - (d)当社の監査等委員会が選定した監査等委員は、当社及び当社の子会社の社長又は使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、当社及び当社の子会社の業務及び財産の状況の調査を行う。
- g. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - (a)当社の監査等委員会の職務を補助する組織を監査室とする。
 - (b)当社の監査等委員会は、監査室等に対し、内部監査結果の報告又は特定事項の調査を求め、必要に応じ、改善策の策定を指示又は勧告することができる。
- h. 前項の取締役及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役は除く)からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助者の人事異動等については、監査等委員会の同意を得て行う。
- i. 当社の取締役(監査等委員は除く)及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制及び当社の子会社の取締役及び使用人等又

- はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
- (a)次に掲げる資料は重要経営情報として当社の監査等委員会に提出、報告する。
経営会議資料、予算資料、月次・四半期決算資料、内部情報開示資料、監査室の業務監査報告書
 - (b)当社グループの取締役は前項のほか次に定める事項を当社の監査等委員会に報告する。
会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
重大な法令・定款違反
コンプライアンス上の重要な事項
 - (c)当社グループの使用人は内部統制上の重大な問題事項を発見した場合は、当社の監査等委員会に直接報告できる。
 - (d)当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査等委員会が当事業の報告を求めた場合、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- j. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、児玉化学グループ・コンプライアンス行動規範、不正行為報告制度等を定め、法令遵守上疑義のある行為について、直接通報がされた場合、通報者の希望により、匿名性を保障するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。
- k. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会は必要に応じ会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担する。
- l. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a)社外取締役の独立性要件を確保し、対外透明性を高める。
 - (b)当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、監査等委員と社長をはじめとする執行部門との定期的な会合、監査等委員と内部監査部門との間の連携、情報交換等を行う。
- m. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a)適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備し運用する。
 - (b)財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを適切に評価し対応する。
 - (c)財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制を適切に整備し運用する。
 - (d)真実かつ公正な情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備し運用する。
 - (e)財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
 - (f)財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

企業倫理に関する方針・行動基準において、反社会的勢力の排除、すなわち反社会的勢力と断固として闘うことを方針・行動基準の一つとして掲げている。また、対応統括部署である人事総務部を中心として、警察を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、グループ内での周知・注意喚起などを図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

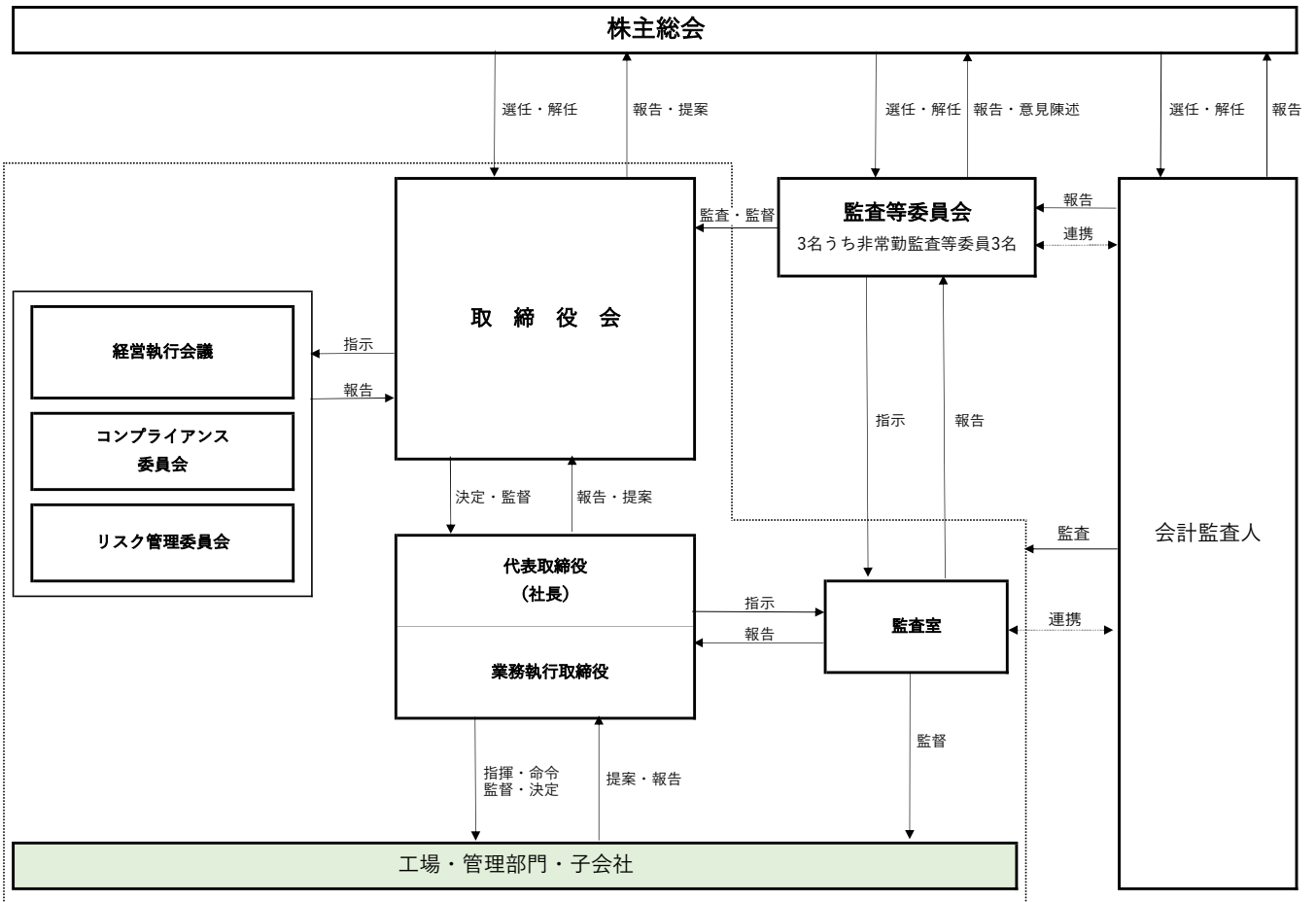
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレートガバナンス体制の概要】



【適時開示体制の概要】

